

学校のきまり

I 服装・身だしなみ・・・中学生らしく・・・

※ 気候に合わせて、下記の決まりごとを守り、自分で服装を調整しよう。

1 新制服ブレザーを着る場合(春日井市標準マーク、春日井市指定ボタンを使用した制服)



春日井市指定ボタン

- ・春日井市指定のボタン (2個)
- ・裏どめは、黒のプラスチックのもの



春日井市標準マーク

- ・春日井市の標準マークが次の所に入っていること
 ジャケット：左身返し部分
 裾から 10cm
 スラックス：左腰裏部分
 スカート：左脇ポケット布内

男 女 共 通	
○ジャケット ○長・半袖のカッターシャツ (白単色) ○白半袖の開襟シャツ ○長・半袖のポロシャツ (白・黒・紺・グレーの単色) ・ワンポイント入りやボタンダウン可 ・ボタンの色ちがい可 ・汚れ防止で襟の内側の色ちがい可 ○スラックス or スカート	シャツの下には、肌着を着用する。 ※肌着については、下記4を参照

2 旧制服を着る場合 「標準学生服」に基づく (標準マークのついた) 制服

学ラン	セーラー服
○黒のつけえり ・ソフトカラーまたは白カラー ○長・半袖のカッターシャツ (白単色) ○白半袖の開襟シャツ ○長・半袖のポロシャツ	○紺のセーラー服 ・白えりカバー (紺ライン3本) ・青リボン (ちょう結び) ○白半袖のセーラー服 ・紺えりカバー (白ライン3本)

※新制服と同様に、シャツの下には肌着を着用する。

○黒ズボン

・青リボン (ちょう結び)

○長・半袖のポロシャツ

※新制服と同様に、セーラー服の下には肌着を着用する。

○紺のスカート

<制服着用時の留意事項> (新制服、旧制服ともに)

- ・変形服、変形ズボン、変形スカートの禁止。
- ・制服着用時にブレザー・学ランの袖やズボンの裾をまくらない。
- ・制服のボタンはしめる。
- ・新制服と旧制服の混合はしない。
- ・スカート丈はひざ頭が隠れるようにする。

3 防寒着、防寒具

◎手袋

・派手でないもの。

◎耳当て

・遮音性が低いものを推奨する。

◎マフラー・ネックウォーマー

・派手でないもの。

◎セーター (Vネックセーター含む)、カーディガン、ベスト、トレーナー

・白、黒、紺、茶、グレーなどの単色で淡い色の派手でないもの (ワンポイント可)

・ブレザー制服時には、Vネックセーターやカーディガンを推奨。

・一番上に着た状態では生活しない。

◎タイツ・ストッキング・レギンス

※黒・紺の単色無地。運動時の安全のため、靴下は着用すること。

◎スクールコート及びスクールコートと同型のもの (黒・紺のみ可)

(ダッフルコート、Pコート、フード付きも可)

◎指定のウインドブレーカー

※フードは出さない。制服の下には着ない。

4 肌 着 白・黒・紺・グレー・淡い色の単色無地 (体操服でもよい。)

5 ベルト 黒・紺・茶で、飾り気のないもの。

6 靴 下 白・黒・紺・グレーの単色無地 (ワンポイント or ワンライン可)

7 靴 運動靴 (華美でないもの)

8 上ばき 学校で指定したもの (学年カラー)

9 体育館シューズ 学校で指定したもの

- ・靴、上ばき、体育館シューズ等の履物のかかとをふまない。
- 10 靴 学校で指定したもの
 - ・靴につけていいキーホルダーは1つまで。(靴の名札大程度の大きさ)
 - ・缶バッジの禁止。
 - ・落書きをしない。
- 11 名 札
 - ・左胸に安全ピン、またはクリップでとめる。
 - ・ジャージ、体操服には左胸にネームワッペン(学年カラー)を貼る。
 - ・制服時、名札忘れは紙名札をつける。
- 12 頭 髪(顔周りの身だしなみについて)
 - ・学習、生活に支障がない髪型にする。
 - ・流行を追うのではなく、常に中学生らしい髪形に留意する。
 - ・濃淡の差が激しくなりすぎないように留意する。
 - ・整髪料、パーマ、染毛、脱色、髪飾り、化粧(ネイル等も含む)は禁止とする。
 - ・後髪が肩の線を越えたら、ゴムで束ねる。
 - ・ゴムの色は、黒・紺・茶。ヘアピンは華美でないものを着用。
 - ・シュシュなどの飾り、幅広のゴムバンドは不可。
 - ・眉毛をそらない。
 - ・アイプチ、カラーコンタクトの禁止。
 - ・色付きリップの禁止。
- 13 持ち物 学校に不要な物を持ってきたり身に着けたりしない。
 - ・お菓子、カード(トランプ、ウノなどを含めたカードゲームの類)、携帯電話、ゲーム機、漫画本、必要のないお金 など
 - ・手首や足首にゴムやミサンガをつけない。
 - ・アクセサリ(ピアス・チタンネックレス含む)の禁止。

14 体育時の服装(学校で指定した体操服を着用する)

体操服	○半袖体操服(肌着着用) ○ハーフパンツ ○ジャージ ○学校で指定したウインドブレーカー
水着	○スクール水着 ○水泳帽

- 15 その他
 - ・机の横にかけてよいのは、クロームブックのみ。
 - ・クロームブックを許可なく、授業以外で使用しない。
 - ・クロームブックは学習に関係のあることに使用する。
 - ・クロームブックの使用時間について、夜は10時、朝は6時を目安に、健康を損ねないように使用する。

- ・上着等を椅子にかけっぱなしにはしない。
- ・ジャージの下には体操服を着る。
- ・制服やジャージ姿の時に、体操服や肌着が腰元から見えないように身だしなみを整える。

II 通学

- 1 交通ルールを守り、定められた通学路で通学する。
- 2 自転車通学は認めない。やむを得ない時は、担任を通じて学校長の許可を得る。
- 3 通学途中で事故に遭ったら、すぐに学校へ連絡する。(TEL84-6921)
- 4 下校時は寄り道をせず、まっすぐ帰宅する。
- 5 下校後、再登校する時は通学時の規則に従う。

III 校内生活

1 学習

- ・ミュージックチャイムで着席を心がけ、始業のチャイムで学習にとりかかる。
- ・移動等で教室を空にする時は施錠する。
- ・用具を忘れた時は教科担任に申し出て、指示を受ける。

2 生活

- ・元気のよいあいさつを心がける。
- ・登校してから下校するまでは、無断で校外へ出ない。
- ・遅刻は、8:20のチャイムが鳴り終わるまでに鞆を後ろに置き、座れなかった者とする。
- ・8:20以降の遅刻者は、職員室に報告してから入室する。
- ・破壊、危険、暴力行為等の行動をしない。
- ・飲み物は水・お茶・スポーツ飲料とする。飲むのは、放課・給食・部活時とする。
- ・飲み物は、水筒の中に入れるかペットボトルのものに限る。(缶や紙パックのものは不可)
- ・使い捨てカイロは使用可。ただし出さないこと。
- ・制汗剤(液体、スプレー、シート、ミスト等)は、使用エチケットに留意する。
- ・学校のごみ箱に私物を捨てない。
- ・学習に不必要な物は学校へ持ってこない。金銭・学習用具等の貸し借りはしない。
- ・持ち物を紛失したり、拾得したりした時は担任の先生に申し出る。
- ・物品の再発行・再注文については、担任の先生へ申し出る。
- ・身分証明書の再発行については、申請書を記入の上、担任の先生に申し出る。

3 施設等の利用について

- ・施設等の利用のきまりを守って、大切に使う。
- ・特別教室・他教室へは、無断で入室しない。
- ・他学年のフロアへ行き来しない。
- ・破損事故が発生した時は、すぐに先生に連絡し、指示を受ける。

4 部活動

- ・活動時間

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
最終下校 時刻	5:00	5:30			4:30	5:30	4:45	4:30			5:00	

IV 校外生活

- 1 不良行為などの被害、交通事故等の災害に遭った時は、すぐに警察へ連絡し、学校へも報告する。
- 2 アルバイトは原則として認めない。家庭の都合でやむを得ない時は、担任を通じて、学校長の許可を得る。